

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和高田市長

市町村名 (市町村コード)	大和高田市 (292028)	
地域名 (地域内農業集落名)	大谷地区 (大谷・北角)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年1月15日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦な地域に位置しており、水稻栽培を中心としている。地域に認定農業者や専業農家はいるが、兼業農業者の高齢化は進んでいる。今後も継続的に営農していけるよう地元の協力体制を維持していかなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻栽培を中心に、認定農業者や担い手が耕作しやすいよう地元も協力して農業を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地の区域を中心として、効率的に耕作できる周辺区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中心経営体の意向や所有者の意向を把握し、話し合い集約を進め、効率化をめざす。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、今後耕作できない農地が発生した時には、周辺地域からの農業者を受け入れていく。

(3)基盤整備事業への取組方針 効率的な土地利用のためには、基盤整備を行うべきではあるが、今後の営農計画等を見据え所有者との話し合いにより進めていかなければならない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農する者がいる場合、地域ぐるみで協力し育成する。また周辺地域からの農業者の参入には継続して営農していくよう地域が協力する体制づくりに取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業委託については、担い手の高齢化、農機具の老朽化等により、今後の活用を考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									